

都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会緩和ケア部会の設置について

都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会の機能強化を図るため、同協議会の下に緩和ケア部会を設置する。

《目的》

拠点病院の緩和ケア提供体制の質的な向上を図る。また、各都道府県や地域単位での緩和ケアに関する取り組みを支援する。

《活動内容》

- 都道府県、施設単位で行われている緩和ケアに関する次の事項の取り組みについて現状把握と分析、情報共有
 - ・ 基本的緩和ケアの提供体制
 - ・ 専門的緩和ケアの提供体制
 - ・ 緩和ケアに関する地域連携
 - ・ 緩和ケアに関する研修体制
 - ・ 緩和ケアに関する実地調査（ピアレビュー）
- 緩和ケア提供体制の機能強化や質的な向上を果たす上で必要となる全国、地域レベルで整備すべき体制と支援体制の整理
- 施策・制度面の改善等の必要事項の整理と（連絡協議会を通じて発信することを想定した）提言に向けた素案の作成
- その他、部会長が必要と認める事項

《構成メンバー》

- ・ 都道府県がん診療連携拠点病院、国立がん研究センター中央病院・東病院の緩和ケア提供に関する責任者、またはそれに準ずる者（1名）
 - ・ 上記病院の緩和ケア提供に関する実務者（1名：職種は問いません）
 - ・ 各都道府県に設置されているがん診療連携協議会の緩和ケア関連部会の責任者
（上記の都道府県拠点病院の登録者と異なる場合は、ご参加をお願いします）
- 上記のように、都道府県拠点病院および国立がん研究センター中央病院・東病院の各53施設から2名ずつ＋若干名で構成。

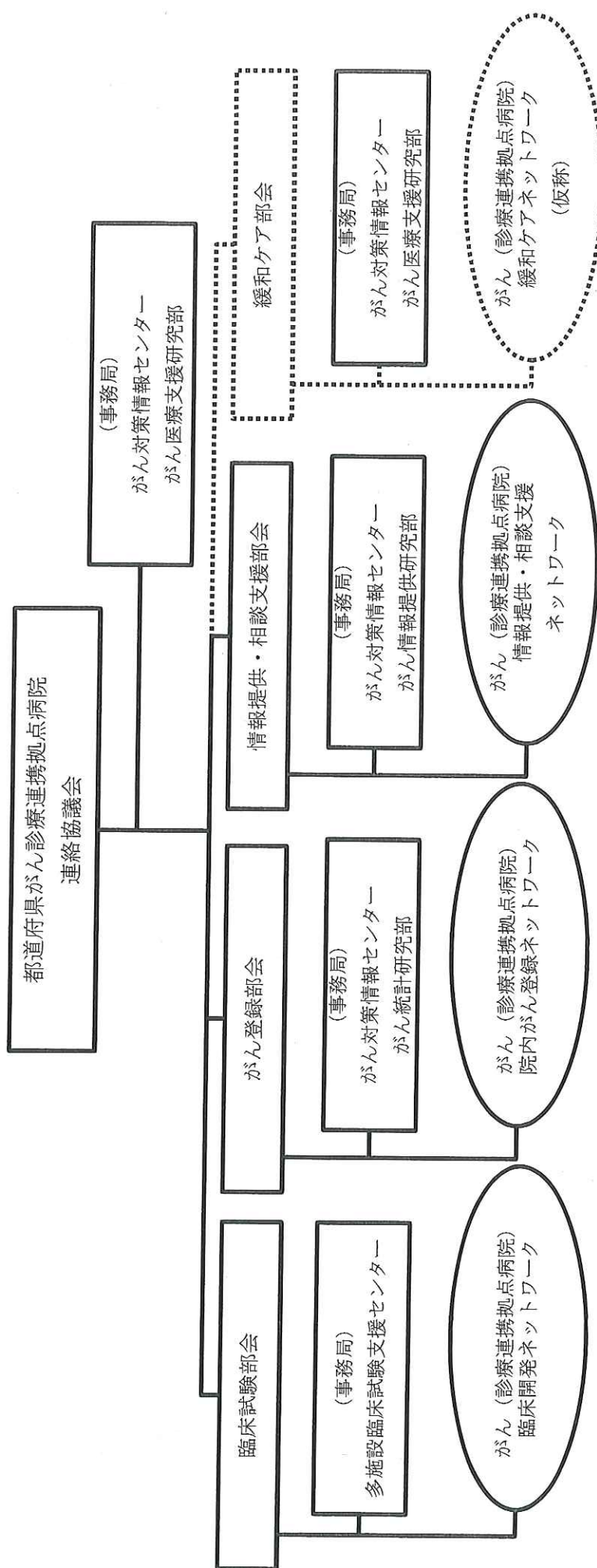
《活動回数・方法》

おおむね年1～2回の開催。

《部会事務局》

国立がん研究センターがん対策情報センター がん医療支援研究部

緩和ケア部会の位置付け(案)



緩和ケア部会の設置および委員のご推薦のお願いについて

国立がん研究センターでは、拠点病院の緩和ケア提供体制の質的な向上を図り、都道府県や地域、施設での緩和ケアに関する取り組みを支援するため、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会の下に、緩和ケア部会の設置を検討してまいりました。

つきましては、部会委員として、各都道府県拠点病院の緩和ケア提供に関する責任者、またはそれに準ずる者 1 名、同拠点病院の緩和ケア提供に関する実務者 1 名（職種は問わず）、また、都道府県拠点病院以外の施設にがん診療連携協議会の緩和ケア関連部会の責任者がおられる場合は、同部会から 1 名の委員をご推薦いただければと存じます。ご検討いただいた後、2 名ないしは 3 名の委員の連絡先を下記の連絡票にて、都道府県ごとにまとめてご連絡いただければ幸いです。併せて「ご意見欄」にご意見をお寄せいただければなお幸甚です。

よろしくご高配賜りますようお願い申し上げます。

がん対策情報センターがん医療支援研究部 加藤雅志

FAX 送信先

国立がん研究センターがん対策情報センターがん医療支援研究部 緩和ケア部会事務局 宛て

FAX:03-3542-3495

都道府県名			
【緩和ケア提供に関する責任者】		【緩和ケア提供に関する実務者】	
ご施設名			
ご担当者名		ご担当者名	
ご所属部署名		ご所属部署名	
電話番号		電話番号	
E-mail		E-mail	
【都道府県の緩和ケア関連部会の責任者】 上記登録者と異なる場合は追加をお願いします。			
ご施設名			
ご担当者名			
ご所属部署名			
電話番号			
E-mail			

ご意見欄

大変恐縮ではございますが、6 月 28 日までにご連絡くださいますようお願い申し上げます。

都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会 緩和ケア部会設置要領（案）

（設置）

第 1 条 拠点病院の緩和ケア提供体制の質的な向上を図ることを目的とする。また、各都道府県や地域単位での緩和ケアに関する取り組みを支援するため、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会の下部組織として、緩和ケア部会（以下「部会」という。）を設置する。

（検討事項）

第 2 条 部会は、次の事項について、情報を共有・検討する。

- (1) 都道府県、施設単位で行われている緩和ケアに関する取り組みについて現状把握と分析、情報共有に関すること。
 - ア 基本的緩和ケアの提供体制について。
 - イ 専門的緩和ケアの提供体制について。
 - ウ 緩和ケアに関する地域連携について。
 - エ 緩和ケアに関する研修体制について。
 - オ 緩和ケアに関する実地調査（ピアレビュー）について。
- (2) 緩和ケア提供体制の機能強化や質的な向上を果たす上で必要となる全国、地域レベルで整備すべき体制と支援体制の整理。
- (3) 施策・制度面の改善等の必要事項の整理と（連絡協議会を通じて発信することを想定した）提言に向けた素案の作成。
- (4) その他、部会長が必要と認める事項。

（組織）

第 3 条 部会、部会長、および部会委員を持って組織する。

- 2 部会長は、独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センターがん医療支援研究部長をもって充て、部会を総括する。
- 3 部会委員は、都道府県がん診療連携拠点病院、国立がん研究センター中央病院・東病院の緩和ケア提供に関する責任者、またはそれに準ずる者 1 名と、同病院の緩和ケア提供に関する実務者 1 名（職種は問わず）とする。また、各都道府県の実情に応じて都道府県拠点病院以外の施設にがん診療連携協議会の緩和ケア関連部会の責任者がいる場合は、同部会から 1 名の委員を追加することができる。
- 4 部会委員は、前項に該当する都道府県がん診療連携拠点病院からの推薦者をもって、部会長が承認する。
- 5 部会委員の任期については、選任の日から 2 年を経過した日の属する年度の末日までの期間とする。

(ワーキンググループ)

第4条 部会長は、部会の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは部会にワーキンググループを設け、グループ長およびグループ委員を指名することができる。

- 2 ワーキンググループは、グループ長およびグループ委員をもって組織する。
- 3 グループ長は、ワーキンググループを主宰する。
- 4 グループ長は、検討した結果を部会に報告し、了承を得る。

(会議)

第5条 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 ワーキンググループは、必要に応じてグループ長が招集する。
- 3 部会長およびグループ長は、必要に応じて検討事項に関係ある者に部会およびワーキンググループへの出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 部会の事務局は、独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センターがん医療支援研究部とする。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項については、部会長が定める。

附則 この要領は、平成25年5月27日より施行する。